

小城市物品購入条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小城市が発注する物品購入において実施する条件付一般競争入札に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る納入実績等に関する資格を定め、入札前に当該資格を有する不特定多数の者の競争参加資格審査を行い、入札参加資格を有する旨の入札参加資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

(対象案件)

第3条 条件付一般競争入札は、予定価格が2,000万円以上の物品購入において実施する。

2 単価契約による場合は、予定価格に予定数量を乗じて得た額が、前項に規定する額以上の場合を対象とする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、第6条第2項に規定する当該入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次条の規定による入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの間において、小城市物品等の購入及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 申請書の提出期限の日以前6か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (4) 開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
- (5) 当該物品購入の他の入札参加資格者と資本金面若しくは人事面において、強い関連がある者でないこと。
- (6) 小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

2 市長は、物品の種類又は性質により、次の各号に掲げる事項を入札参加に必要な要件とすることができる。

- (1) 当該物品と同程度の納入実績があること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(入札参加資格確認申請)

第5条 入札参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して10日（小城市の休日に関する条例（平成17年小城市条例第2号）第1条に規定する市の休日及び8月13日から8月15日までの期間（以下「休日」という。）を含まない。）以内に申請書及び次の各号に掲げる添付書類を各1部提出するものとする。

- (1) 同種物品の納入実績調書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認めるもの

(入札参加資格の確認)

第6条 前条の規定により申請書を提出した申請者の入札参加資格は、小城市入札者指名等審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

(入札公告)

第8条 入札公告は、入札参加資格等を小城市ホームページ（以下「公告」という。）に登載して行わなければならない。

2 前項の公告は、委員会に諮り決定するものとする。

(入札説明書等の公表)

第9条 入札説明書、提出資料作成要領、切抜設計書、図面のほか入札参加者の見積りに必要な情報は、公告後速やかに公表するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第10条 申請者は、前条の規定により公表している情報の内容について、申請書の提出期限の日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面又は電子メールにより質問をすることができる。

2 質問に対する回答は、速やかに行うものとする。

(見積期間)

第11条 入札参加者の見積りに要する期間は、申請書の提出期限の日の翌日から起算して15日以上（休日を含まない。）設定することとする。ただし、第9条に規定する入札説明書等の公表が公告後速やかに行われていない場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第12条 入札参加資格の確認等、条件付一般競争入札の手続きに関し異議がある者は、事実を知り得た日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に理由説明を求めることができる。

2 市長は、前項により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に入札参加資格確認等説明書（様式第4号）により回答するものとする。

3 前項の理由説明に不服がある者は、書面を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、委員会に苦情申立てを行うことができる。

4 前項による苦情申立が行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 3 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

物品の納入実績調書

会社名 _____

物 品 名 称 等	件 名	
	発注機関名	
	納入場所 <small>(都道府県・市町村名等)</small>	
	契約金額	
	納 期	年 月 日
履 行 の 概 要		

注) 契約書の写し等物品の納入実績が確認できる資料を添付すること。ただし、契約内容に変更がある場合は、変更内容が確認できる資料を添付すること。
実績がない場合は、「該当なし」と記載すること。

商号又は名称
代表者氏名 様

小城市長

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の物品購入に係わる入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 物 品 名 年度
- 2 納 入 場 所 小城市役所〇〇〇部〇〇〇課
- 3 入 札 日 時 年 月 日 () 時 分
- 4 入 札 場 所 小城市役所 〇館〇階〇-〇会議室
- 5 入札参加資格の有無 有 ・ 無
- 6 入札参加資格が無いと認めた理由

- 7 入札の方法 条件付一般競争入札
- 8 入札保証金 小城市財務規則第85条第1項第2号の規定により免除
- 9 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付
(ただし、小城市財務規則第104条第2項の規定に該当する場合は免除)
- 10 予 定 価 格 非公表
- 11 最低制限価格 無
- 12 前 払 金 無
- 13 部 分 払 無
- 14 そ の 他
 - ① 入札を辞退する場合は、別に定める入札辞退届を提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはない。
 - ② 設計図書に関する質問は、発注者側の回答期間・回答後の入札参加者の見積期間を考慮し、年 月 日 () までとする。なお、質問事項に対する回答は入札参加者すべてに行う。
 - ③ 入札参加資格が無いと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、年 月 日 () までに小城市役所〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇係にその旨を記載した書面を提出すること。
 - ④ 入札心得については、小城市ホームページ (<http://www.city.ogi.lg.jp>) に掲載しているので、確認すること。

商号又は名称
代表者氏名 様

小城市長

入札参加資格確認等説明書

年 月 日付けで提出された下記物品の入札等に対する異議に対し、下記のとおり説明します。

記

物 品 名	
説 明 内 容	

なお、この説明に不服がある場合は、小城市物品購入条件付一般競争入札実施要領第12条第3項の規定により、苦情申立てを行うことができます。

苦情申立てを行う場合は、年 月 日（ ）までに小城市役所〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇係に苦情申立書（任意様式）を持参により提出してください。

なお、苦情申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議されます。